

Wealth & Asset Management EY Viewpoints | Winter 2023

ウェルス&アセットマネジメント
EY ビューポイント | 2023年冬号

クライアントの皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本資料「EY Viewpoints (2023年冬号)」は、ウェルス&アセットマネジメント業界に関する制度動向を中心に、関連トピックスやコラム、その他クライアントの皆さまの御関心のありそうな内容を盛り込んでおります。

「EY Viewpoints」を日々の業務に、また最新のビジネス動向の把握にお役立ていただけますと幸いです。

2023年2月

EY新日本有限責任監査法人
ウェルス&アセットマネジメント
セクター長 長谷川 敬



Contents

▶ **制度動向トピック** 3

金融規制(日本・国際)

監査

会計

税制

その他

▶ **金融規制(日本)** 7

【金融庁】

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ
「顧客本位タスクフォース」中間報告を公表

【金融庁】

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ
「第二次中間整理」を公表

【金融庁】

「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ
報告」を公表

【自由民主党・公明党】

「令和5年度税制改正大綱」を公表

制度動向トピック

国内規制

金融庁：「インパクト投資等に関する検討会」（第1～3回）議事録を公表

金融庁は2022年11月24日、12月15日および12月23日、「インパクト投資等に関する検討会」（第1～3回）議事録を公表しました。

金融庁・サステナブルファイナンス有識者会議の下に、投資家、金融機関、企業、学識経験者等から構成される「インパクト投資等に関する検討会」が設置され、インパクト投資の拡大に向けた議論が進められています。

第1回検討会では、インパクト投資等が企図する社会・環境課題の解決に資する意義、インパクト投資の捉え方と拡大推進、他の投融資と特に異なる課題・留意点等について議論されています。

第2回検討会では、4社のインパクト投資の取組みについてプレゼンテーションと質疑応答がなされています。

最後に第3回検討会では、第2回検討会に続き、新たに4社のインパクト投資家によるプレゼンテーションと質疑応答がなされています。

国内規制

金融庁：「顧客本位タスクフォース」中間報告を公表

金融庁は2022年12月9日、金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告を公表しました。

2022年9月12日、市場制度ワーキング・グループの下に顧客本位タスクフォースが設置されました。当タスクフォースでは計5回にわたり、経済成長の成果の家計への還元を促進し、安定的な資産形成の実現に向けて、利用者の利便向上とその保護のための、顧客本位の業務運営、金融経済教育等について検討が行われました。

本報告書は、その検討結果をとりまとめたものとなります。

（詳細は、7ページをご参照ください。）

国内規制

金融庁：ESG投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表

金融庁は2022年12月19日、ESG投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表しました。

金融庁が2022年5月に公表した「資産運用業高度化プロGRESSレポート2022」における「ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待」に基づき、今般、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の所要の改正を行い、ESG投信の範囲を定めるとともに、ESGに関する公募投資信託の情報開示や投資信託委託会社の態勢整備について、具体的な検証項目が定められています。

具体的なESG投信の留意事項として、ESG投信の範囲、開示（顧客誤認の防止、投資戦略、ポートフォリオ構成、参照指数、定期開示、外部委託）、態勢整備等（組織体制、ESG評価・データ提供機関の利用）が挙げられています。

国内規制

金融庁：「金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理」を公表

金融庁は2022年12月21日、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理」を公表しました。

2022年6月に公表された「市場制度ワーキング・グループ中間整理」（以下、「第一次中間整理」という。）において、「成長と分配の好循環」の実現に向けた対応策を示すとともに、成長・事業再生資金の円滑な供給、経済成長の成果の家計への還元促進、市場インフラの機能向上について、引き続き残された課題の検討を進めていくこととされました。

本整理はその後、第一次中間整理を受け、2022年9月から4回にわたり、市場インフラの機能向上とスタートアップ企業等への円滑な資金供給を中心に検討を行い、各種施策について掘り下げた審議を行ってきた結果をとりまとめたものとなります。

（詳細は、13ページをご参照ください。）

国内規制

日本証券業協会:「個人投資家の上場株式の投資単位に関する意識調査結果」を公表

日本証券業協会は2022年11月16日、「個人投資家の上場株式の投資単位に関する意識調査結果」を公表しました。

このアンケートは、インターネット証券評議会の委員会社有志9社が約6万人にたいして実施したものです。

アンケートの結果、国内株式の取引1回あたりの望ましい投資金額として、個人投資家の9割が「50万円未満」と回答しています。また、「望ましい投資金額」が少額なほど、「より多くの銘柄を投資する」と回答しました。このため、個人投資家のより投資しやすい環境作りの一環として、多くの上場会社の株式が少額な投資単位の水準となることが望ましいと考えられます。

国内規制

金融庁:「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表

金融庁は2022年12月23日、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」および「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(案)」を公表しました。

具体的には、以下の内容について改正案を公表しています。

- ▶ 投資助言業務に係る登録の申請又は届出に係る使用人の見直し
- ▶ 投資顧問契約および投資一任契約に係る契約締結前交付書面等の記載事項
- ▶ 投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面に係る媒体の柔軟化
- ▶ 投資助言業務に関する貸付け等の禁止の適用除外の見直し

国内規制

金融庁:「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」を公表

金融庁は2022年12月15日、「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」を公表しました。

「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」の提言を踏まえて、金融庁は、2022年2月より、ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会において、ESG評価・データに係る現況、ESG評価・データが適切に提供・利用されるための関係者の課題、今後見込まれる展開等について幅広く議論を行い、本行動規範を最終化しました。

本行動規範では、ESG評価・データが市場全体で信頼性のある形で利用されるように、人材の育成、独立性の確保・利益相反の管理、企業とのコミュニケーション等の6つの原則を設けています。

国内規制

金融庁:「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告書を公表

金融庁は2022年12月27日、「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を公表しました。

2022年6月に公表された「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」での検討事項について、2022年10月から4回にわたり審議が行われ、本報告書はその検討結果をとりまとめたものとなります。

(詳細は、17ページをご参照ください。)

制度動向トピック

国際規制

欧州議会・欧州理事会：企業サステナビリティ報告に関する指令(CSRD)案を最終承認

欧州議会は2022年11月10日、欧州理事会は2022年11月28日、企業サステナビリティ報告に関する指令(CSRD)案を最終承認しました。CSRDの適用対象企業はサステナビリティ情報の報告が義務付けられます。

CSRDの適用は以下4段階で行われます。

- ▶ 既に非財務情報開示指令(NFRD)の適用対象企業である場合、2024年の事業年度から適用
- ▶ 現在NFRDの適用対象企業でない大規模企業の場合、2025年の事業年度から適用
- ▶ 上場中小企業およびその他の企業の場合、2026年の事業年度から適用
- ▶ 非欧州企業については、EU域内に特定の閾値を超える少なくとも1つの子会社もしくは支店があり、EU域内の純売上高が1億5,000億ユーロを超える場合、2028年の事業年度から適用

監査

日本公認会計士協会(倫理委員会)：倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」を公表

日本公認会計士協会(倫理委員会)は、2022年7月25日の定期総会において承認された改正倫理規則の適用上の留意点や具体的な適用方法の例示を実務上の参考として示すために、倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」を公表しました。

なお、監査法人の計算書類の監査における改正倫理規則の適用上の留意点や具体的な適用方法の例示については、別途実務ガイダンスを取りまとめ、2022年12月23日に公開草案を公表しています。

本実務ガイダンスでは、倫理規則の内容のうち、守秘義務、職業的専門家としての行動、利益相反、贈答および接待を含む勧誘、違法行為への対応、独立性に対する概念的枠組みの適用、報酬、監査業務の依頼人への就職、監査業務の依頼人に対する担当者の長期関与とローテーション、監査業務および保証業務の依頼人に対する非保証業務の提供並びに用語集に関するQ&Aを取り扱っています。

国際規制

金融安定理事会：「LIBORおよびその他の金利指標の移行上の課題に関する進捗報告書：LIBOR移行の最終ラインへの到達と将来のための頑健な金利指標の確保」を公表

金融安定理事会は2022年12月16日、「LIBORおよびその他の金利指標の移行上の課題に関する進捗報告書：LIBOR移行の最終ラインへの到達と将来のための頑健な金利指標の確保」を公表しました。

本報告書は、LIBORからの移行の問題に関する進捗報告書になります。

本報告書では、市場参加者に今後は流動性の高い市場に裏付けられた頑健なベンチマークを使用することにより、世界の金融界がLIBORからの移行で経験したような手順を繰り返す必要はなくなると、提言されています。

税制

自由民主党・公明党：「令和5年度税制改正大綱」を公表

自由民主党・公明党は2022年12月16日、「令和5年度税制改正大綱」を公表しました。

本大綱では、NISA制度の抜本的拡充・恒久化、資金決済に関する法律の改正に伴う措置、企業再生に関する税制措置等の税制改正措置を行うものとされています。

(詳細は、21ページをご参照ください。)

欧州委員会: デジタル時代のVATに対する提案を公表

欧州委員会は2022年12月8日、欧州連合(EU)の付加価値税(VAT)制度を改正しデジタル化に対応するための提案「デジタル時代におけるVATパッケージ」を発表しました。

提案の主な内容は次のとおりです。

- ▶ 標準化されたデジタル報告要件(DRR)を電子フォーマットでEU全域に導入し、EU域内のクロスボーダー取引に対し電子インボイスを義務付けること
- ▶ 既存規則の明確化とVAT徴収におけるプラットフォームの役割強化によって、短期宿泊施設レンタルと旅客輸送サービスにおけるプラットフォーム経済の課題へ対処すること
- ▶ ワンストップショップ(OSS)の範囲および企業間(B2B)取引におけるリバースチャージの利用を拡大し、EUにおける登録要件を軽減すること

主な内容及び解説は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-01-06

OECD: BEPS 2.0プロジェクト第1の柱のAmount Aに関する進捗報告書を公表

OECDはBEPS 2.0プロジェクトに関して下記のコンサルテーション・ドキュメントや文書を公表しています。

主な内容及び解説は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

1. 第1の柱におけるAmount Aの運用および税の確実性に関するパブリック・コンサルテーション・ドキュメントを公表

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-11-08

2. 第2の柱のセーフハーバールールとGloBE情報申告

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-12-22

3. 第2の柱GloBEルールの下でのセーフハーバーと罰則免除に関する文書を公表

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-12-27-03

4. 第2の柱のGloBE情報申告書に関するコンサルテーション・ドキュメントを公表

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-12-27-04

アラブ首長国連邦: 法人税法を公表

アラブ首長国連邦の財務省は2022年12月9日、法人および事業者の課税に関する連邦法2022年第47号(Federal Decree-Law No. 47 of 2022 on the Taxation of Corporations and Businesses) (以下、「新法人税法」という。)および同法に係る158のFAQ(158 Frequently Asked Questions)を公表しました。

新法人税法は、2023年6月1日以降に開始する会計期間より適用されます。12月決算の企業グループに対しては、適用開始日に先立って影響を評価し準備できるよう、12カ月の準備期間が設けられていますが、一般的租税回避否認規定および経過措置は、新法人税法が官報に掲載された日より適用されます。

新法人税法では、基本税率は9%とされますが、戦略的に重要なセクターに関する事業活動に対する複数の免税措置が設けられています。また、フリーゾーン事業者については一定の要件を満たすことを条件に引き続き法人税が免税されます。

主な内容及び解説は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-12-23

香港: 国外源泉所得非課税制度(FSIE税制)の修正に関する法案を公表

香港政府は2022年10月28日、2022年度内国歳入法改正案(特定国外源泉所得に対する課税、以下、「修正法案」という。)を政府官報で公表しました。当該修正法案は立法会での可決を経て、修正FSIE税制として2023年1月1日から施行されました。

欧州連合(EU)は香港における実質的な経済活動を行っていない企業の特定の国外受動的所得が課税されていないため、二重非課税の状況が生じていることを懸念しており、香港政府に所定の期日までに当該税制の改革を求めよう求めています。

主な内容及び解説は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-11-25

金融規制

Financial Regulation Update — 日本

【金融庁】金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告を公表

■ 概要

金融庁は2022年12月9日、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ〈顧客本位タスクフォース〉中間報告」（以下、「本報告書」という。）を公表しました。

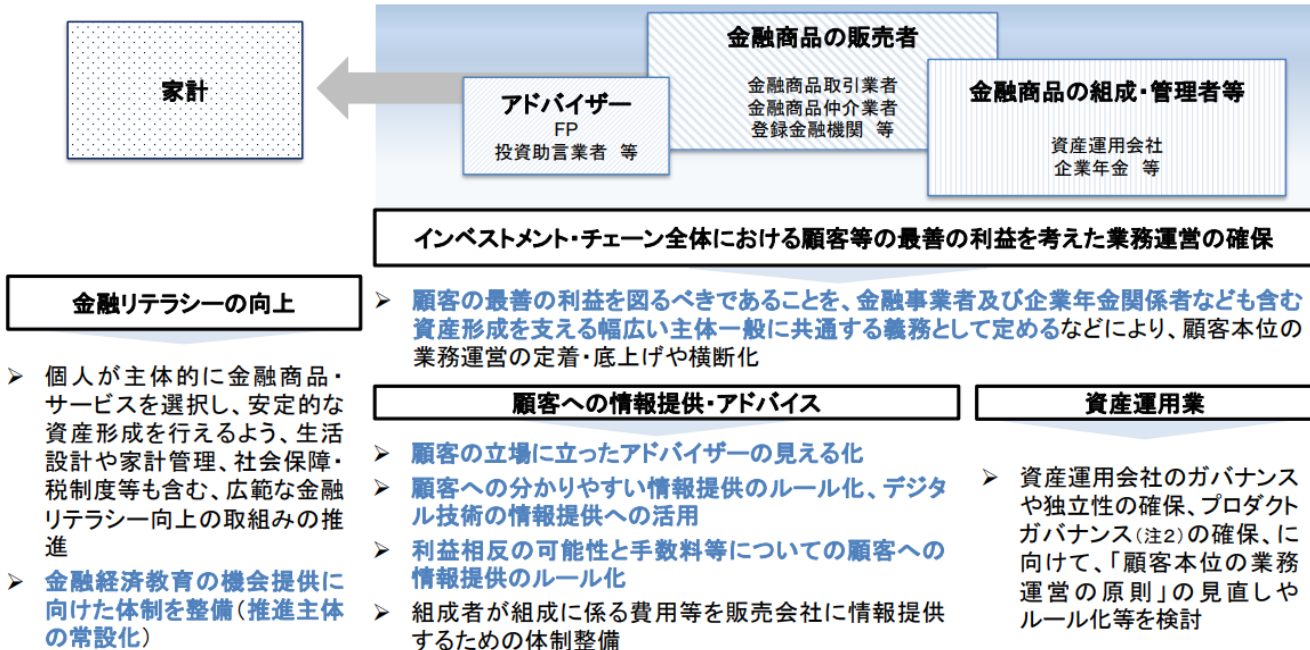
2022年9月12日の市場制度ワーキング・グループの会合において、同ワーキング・グループの下に顧客本位タスクフォースが設置されました。当タスクフォースでは計5回にわたり、経済成長の成果の家計への還元を促進し、安定的な資産形成の実現に向けて、利用者の利便向上とその保護のための、顧客本位の業務運営、金融経済教育等について検討が行われました。本報告書は、その検討結果をとりまとめたものとなります。

本稿では、本報告書の主要な論点について要旨を示します。

- I. インvestment・チェーン全体における顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保
- II. 顧客への情報提供・アドバイス
- III. 資産運用業
- IV. 金融リテラシーの向上
- V. 総合的な資産形成支援

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース中間報告 概要(2022年12月9日)

- **家計の安定的な資産形成の実現**に向けて、インベストメント・チェーン(注1)全体における顧客や最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客への情報提供・アドバイスの充実、金融リテラシー向上への取組み等、利用者の利便向上と保護を図るための幅広い施策が必要。政府において「**基本的な方針**」を策定し、これらの施策を関係者が協力して**総合的・計画的に実施**。



(注1) 顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れ。

(注2) 想定する顧客を明確にし、その利益に適う商品を組成するとともに、そうした商品が想定した顧客に必要な情報とともに提供されるよう、販売にあたる金融事業者へ必要な情報を提供することや、商品組成・情報提供のあり方について継続的に評価・検証等を行うこと。

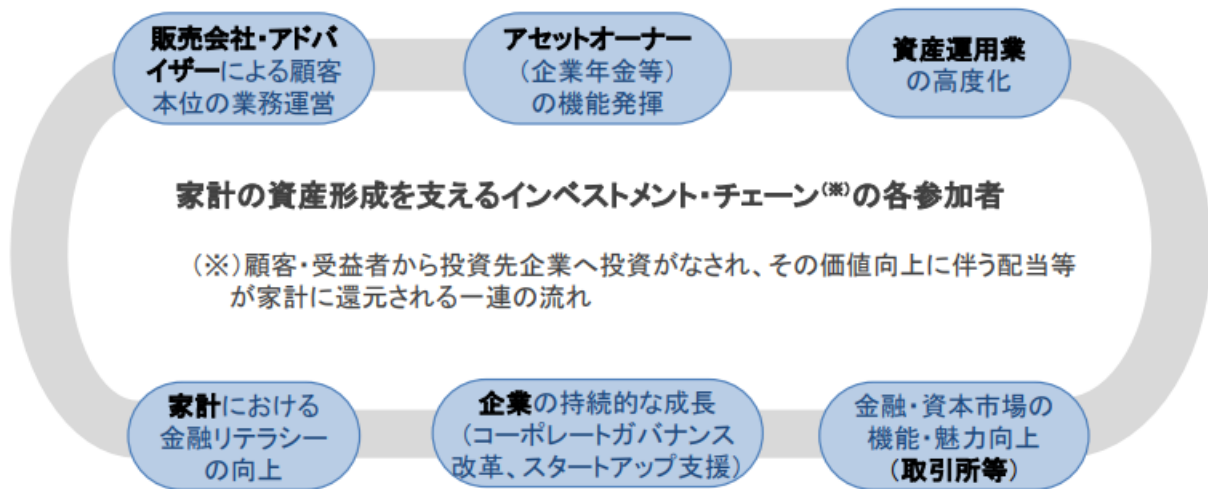
出典:「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ<顧客本位タスクフォース>中間報告報告」概要

■ インベストメント・チェーン全体における顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保

本報告書では、顧客の最善の利益を図るべきであることを広く金融事業者一般に共通する義務(最善利益義務)として定めること、取組みの一層の横断化を図るべきであると提言しています。

最善利益義務の制定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2017年3月に策定された「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、「原則」という。)に定められている金融事業者は顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきであることを広く金融事業者一般に共通する義務として定めることなどにより、「原則」が対象とする金融事業者全体による、「原則」に沿った顧客・最終受益者の最善の利益を図る取組みを一歩踏み込んだものとするを促すべきである。
最善利益義務の横断化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融事業者のほか、企業年金制度等の運営に携わる者等もこのような規定の対象に加えることにより、広くインベストメント・チェーンに関わる者を対象として、顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営に向けた取組みの一層の横断化を図るべきである。

家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーンの機能の発揮



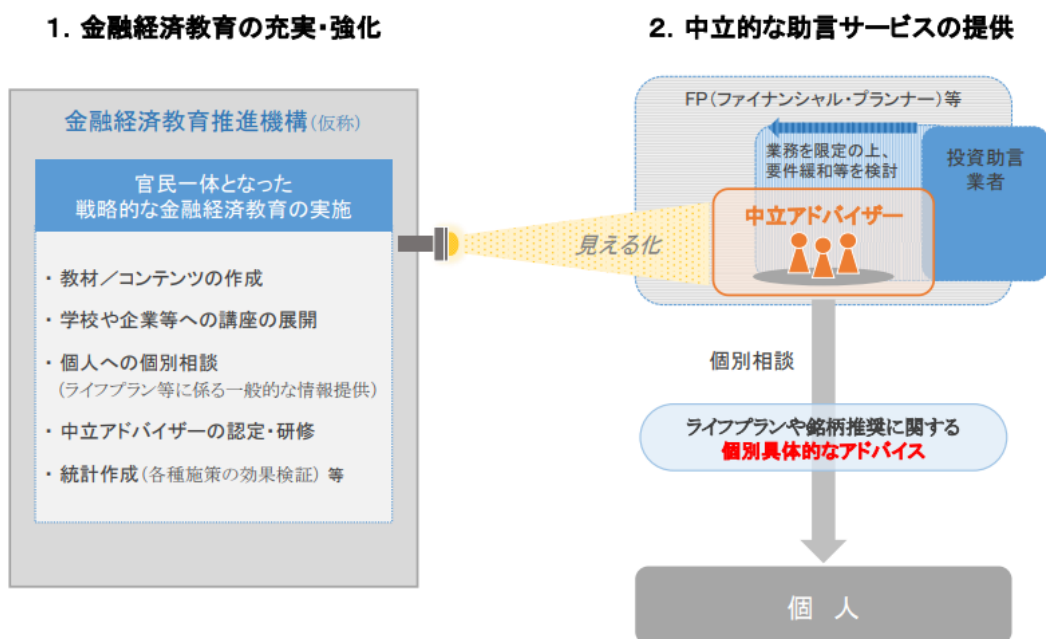
出典：金融庁広報誌「アクセスFSA」1月号

■ 顧客への情報提供・アドバイス

本報告書では、顧客が適切な金融商品を選択するためには、金融商品の販売者等による適切な情報提供が必要不可欠であると提言しています。具体的には、「利益相反の可能性と手数料等についての情報提供のルール化」、「デジタル技術の情報提供への活用」、「顧客の立場に立ったアドバイザー」が挙げられています。

<p>利益相反の可能性と手数料等についての情報提供のルール化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 利益相反の可能性の顧客への情報提供についてはルール化を行うべきである。その際、少なくとも、重要情報シートの記載事項とされている以下の事項を対象とすべきである。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 顧客が支払う費用のうち販売会社が組成会社から受け取る手数料の割合およびその対価として顧客に提供するサービスの内容(第三者から受け取る報酬等も含む) 2. 組成会社や販売委託元との関係(資本関係、人的関係又は重大な業務上の関係を有する者の商品(グループ商品)を販売する場合) 3. 他の商品と比較して当該商品を販売した場合の営業職員の業績評価上の取扱い
<p>デジタル技術の情報提供への活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 利益相反事項や手数料等の重要な情報について、デジタルツールを効果的に活用し、充実した情報が分かりやすく顧客に対して提供されるように工夫していくことが重要である。 ▶ 契約締結前や契約締結時などの情報提供については、金融事業者において書面とデジタル手段を顧客本位の観点から自由に選択できるようにすることが考えられる。 ▶ デジタル・リテラシーは人によって様々であることから、金融商品取引業等に関する内閣府令で規定されている、いわゆる実質的説明義務を法律上規定すべきである。 ▶ デジタル手段による提供に際しては、単に現行の書面を電子化したものを交付するのではなく、閲覧する機器に最適化し、容易にアクセス可能な方法、かつ、顧客等による比較分析などの外部データを含む多様な活用・連携が可能な方法で行われるようにすべきである。
<p>顧客の立場に立ったアドバイザー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融経済教育を推進する中立的な常設組織が一定の基準を設定し、基準に該当するアドバイザー(認定アドバイザー)をリスト化・公表することが考えられる。 ▶ 認定アドバイザーの積極的な参加を促していくほか、認定アドバイザーからアドバイスを受ける個人に対する支援の可能性を検討すべきである。 ▶ 個別商品に関するアドバイスを受けられるようにするため、助言対象を例えばつみたてNISAやiDeCoに絞った投資助言業について、登録要件の緩和を検討していくべきである。

金融経済教育推進機構(仮称)の役割



出典:金融庁広報誌「アクセスFSA」1月号

■ 資産運用業

本報告書では、資産運用会社等の金融商品の組成者・管理者について、金融グループ内における位置づけを明確化した上でのガバナンスや独立性の確保、顧客の最善の利益に適った商品組成・提供・管理を確保する枠組みであるプロダクトガバナンスの実践、組成会社・販売会社それぞれについて求められるべき機能および役割の明確化を実現していくために必要な、「原則」の見直しやルール化に向けて、検討を深めていくべきであると提言しています。

【資産運用業におけるプロダクトガバナンスの確保の主な課題】

ガバナンス体制の課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 取締役会で依然としてグループ販売会社出身の人材が多数を占める傾向が見られるほか、社外取締役についても、運用関連業務の経験者が少ないという課題が指摘されている。 ▶ 資産運用会社を含む金融商品の組成・管理者には、顧客利益最優先のガバナンス・業務運営が営業現場も含めて行われているかについての検証を、経営陣の責任の下で継続的に行うための態勢整備が求められる。
プロダクトガバナンス体制の課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 組成する商品が想定している顧客層の設定、そして実際に販売した顧客が当該商品について適合性を有していたかの検証が重要である。 ▶ 商品組成時におけるコスト水準の設定に当たって、他社の同種商品のコスト水準を比較するのみで判断するなど、個別ファンドの運用方針の違いや自社の運用実績も踏まえた判断がなされていないといった点が指摘されている。
商品の管理・検証の課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資産運用会社が自ら組成した商品について、コスト控除後のパフォーマンス検証が十分に行われていないケースや、長期にわたって運用成績が低迷するファンドについて、短期的なパフォーマンスの改善を受けて抜本的見直しの対象から外してしまうなど、長期視点での検証が行われていないケースも見られる。 ▶ 加えて、こうした検証結果に基づいた信託報酬水準の見直しが行われていない可能性も指摘されている。

■ 金融リテラシーの向上

本報告書では、個々人がそれぞれのライフプランに合った金融商品・サービスをより適切に選択し、安定的な資産形成を行っていく上では、金融リテラシーを向上させていくことが重要であると提言しています。

金融経済教育の機会提供に向けた体制を整備（推進主体の常設化）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 誰一人取り残さず、広く、定期的に金融経済教育を受ける機会が提供されるよう、国全体として、中立的な立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための常設組織を早急に構築すべきである。 ▶ 金融リテラシーを体系的に整理した金融リテラシー・マップの内容を踏まえつつ、広範な観点から金融リテラシーの向上に取り組むべきである。
金融経済教育の機会提供および推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中堅・中小企業が置き去りにされないよう留意しながら、企業等において広くセミナーや個別相談等を行うなど、リスト化に取り組むべきとされた認定アドバイザーの参加を得ながら積極的な活動に官民一体となって取り組むべきである。 ▶ 金融経済教育を推進するに当たっては、施策ごとのKPI設定や効果検証を進めるほか、ゲームやエンターテインメントの要素を盛り込むなど無関心層にも興味を持たせるための工夫も検討すべきである。 ▶ 金融経済教育と顧客の立場に立ったアドバイスは地続きであるとの認識の下、両者を一体として捉え、統合的に取組みを進めていくべきである。

■ 総合的な資産形成支援

本報告書において、家計の安定的な資産形成の実現に向けた利用者の利便向上とその保護のための施策は、つみたてNISAやiDeCo等の税制優遇制度の普及、金融リテラシーの向上、金融・資本市場に関係する事業者・年金等の監督等、広範に及ぶため、国全体として総合的に進めていくことが重要であると述べています。

あわせて、国民本位で、資産形成支援に関連するきめ細かい施策を、関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、政府は「基本的な方針」を策定すべきであるとしています。

【EY Viewpoint】

- ▶ 本報告書では、家計の安定的な資産形成の実現に向けて、政府において「基本的な方針」を策定し、これらの施策を関係者が協力して総合的・計画的に実施されることが期待されます。
- ▶ これらの提言を踏まえて、法令の改正を含めて、制度の見直し等の必要な対応が進められるものと考えられ、今後の動向を引き続き注視する必要があります。

金融規制

Financial Regulation Update — 日本

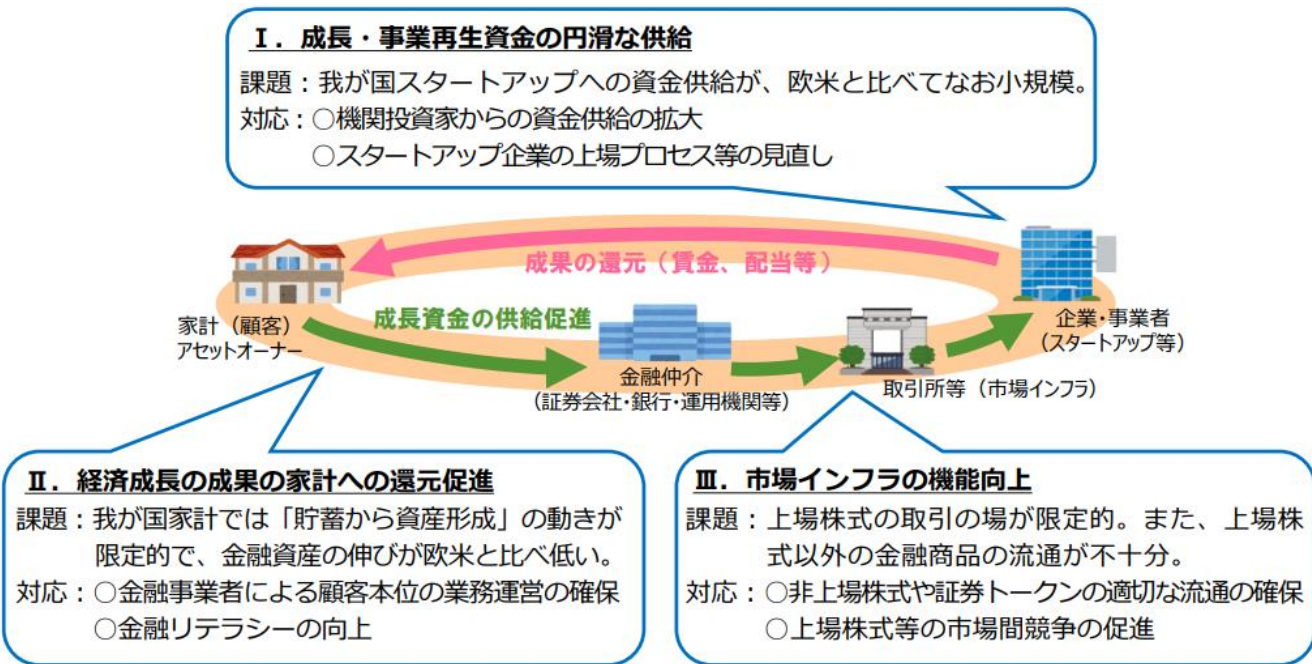
【金融庁】金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「第二次中間整理」を公表

■ 概要

金融庁は2022年12月21日、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ〈第二次中間整理〉」(以下、「第二次中間整理」という。)を公表しました。

金融審議会の市場制度ワーキング・グループは、2022年6月に公表された市場制度ワーキング・グループ中間整理」(以下、「第一次中間整理」という。)において検討課題とされた事項(図1参照)の内、市場インフラの機能向上と成長・事業再生資金の円滑な供給を中心に検討を行い、第二次中間整理として取りまとめています。

図1: 第一次中間整理の概要



出典:「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ中間整理」概要

なお、経済成長の成果の家計への還元促進については、その具体策を専門的に検討するため2022年9月、市場制度ワーキング・グループの下に「顧客本位タスクフォース」が設置されています。顧客本位タスクフォースは、2022年9月以降、5回の審議を経て、2022年12月に中間報告をとりまとめています。

本稿では、第二次中間整理の検討結果の以下の主要な論点についての要旨を示します。

- I. 市場インフラの機能強化
- II. スタートアップ企業等への円滑な資金供給
- III. その他の環境整備

■ 市場インフラの機能強化

我が国の上場株式等の取引市場については、利用者保護を前提として、その多様なニーズに応えるべく市場間で競争が行われ、市場システム全体の機能強化が図られるよう、私設取引システム(PTS)について、売買価格決定方式の拡充、ティック・サイズ(呼値の刻み幅)の引下げ、信用取引の解禁等の取組みが順次進められてきており、PTSの上場株式等の売買高シェアは1割超に拡大しています。

また、東京証券取引所(以下、「東証」という。)をはじめとする金融商品取引所においても市場区分の見直しやレジリエンス向上等に向けたシステム更改など機能向上に向けた取組みが進められています。このような中で、引き続き市場インフラの各提供主体が、多様な利用者ニーズを踏まえ、創意工夫を凝らしつつ、安定的・効率的で公正かつ利便性の高い取引の場を提供し、価格発見機能を適切に発揮するよう、取組みを行っていくことが重要とされています。

項目	提言内容
私設取引システム(PTS)の機能向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上場株式等に関する取引手法の工夫を可能とし、利用者利便を向上させるとともに、適切な利用者保護を図っていく観点から、取引の公正性や価格の透明性の確保を図る制度整備と合わせて、現在のPTSのシェアを踏まえながら、競売買方式に係る売買高上限を緩和すべき ▶ PTS取引の中で取引所の立会外取引に類似するものについて、取引所の立会外取引との類似性を踏まえ、TOB 5%ルール[※]の適用対象外とすべき ▶ PTSのシェアについては今後も拡大することも想定される中、取引所とPTSの役割のあり方やPTSのプラットフォームとして求められる体制整備について更なる検討を進めていく必要がある
ティック・サイズのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 取引所やPTSにおけるティック・サイズについては、市場システム全体の機能強化を図っていく観点を踏まえながら、取引参加者の状況や流動性等を勘案し、公正な価格形成や円滑な約定可能性を確保できるよう、適切に設定されることが求められる
投資単位の大きい上場株式に係る投資単位の引下げ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人投資家が投資しやすい環境を整備するための取組みの一環として、東証等は、投資単位の大きい上場株式を発行している企業に対して、投資単位引下げに向けた更なる取組みを促すべき
特別法人出資証券のデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本銀行の出資証券は電子的な管理が行われておらず、投資家にとって追加的な事務手続が生じているため、適切な投資家保護を図りつつ、デジタル化に向けた環境整備に取り組むことが望ましい

※ 取引所金融商品市場外において60日間で10名超の者から株券等の買付け等を行った後における株券等所有割合(特別関係者の所有分も合算)が5%を超える場合、当該株券等の買付け等は公開買付けによらなければならない。(金融商品取引法第27条の2第1項1号)

出典:「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 第二次中間整理」より抜粋(以下、同様)

■ スタートアップ企業等への円滑な資金供給

日本においては、アメリカと比較して、ベンチャーキャピタル（VC）ファンドの組成やスタートアップ企業等への投資が低水準であることが指摘されています。特定投資家制度の活用を促し、これらの投資家が投資先であるスタートアップ企業やVCファンドの状況を適切に把握しつつ、投資を行い、その成果としてリターンを得ることができるよう、取組みを進めるべきとされています。

項目	提言内容
機関投資家等による非上場株式の取引活性化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 非上場株式のセカンダリー市場が機能するために、例えば「特定投資家向け有価証券」の売買の媒介のみを行う証券会社やPTSの参入要件の緩和等について、引き続き検討を行っていくことが考えられる ▶ プライマリー市場においても、特定投資家私募制度を併用することで、1億円を超える資金調達を行うようにできることを検討することも考えられる
公正価値評価の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公正価値評価の推進のための環境整備を進めるべきであり、以下の点が提言されている <ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本公認会計士協会において、VCファンドの監査に関する実務指針を改正すべき ▶ 上場企業等が保有するVCファンドの出資持分に関して、関係者が連携した上で公正価値評価を含む会計処理の実務上の取扱いのあり方を検討することが期待される
新規公開（IPO）プロセスのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ IPOプロセスにおいて、上場に要する期間のマーケット変動リスクが公開価格に織り込まれることで、公開価格のディスカウントが大きくなっているという指摘を受け、証券会社や信託銀行等の関係者の実務の改善により、上場日程の短縮が可能となるような環境整備を進めることが重要
ダイレクトリスティング（発行者が証券会社による引受けを伴わずに直接取引所に新規上場する方式）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ダイレクトリスティングを利用しやすい環境を整備するため、東証はグロース市場において公募の実施を一律の上場要件としていることを見直すべき ▶ ダイレクトリスティングを利用する発行者は上場の際に資金調達を行わないため有価証券届出書の提出義務が課せられないため、市場における取引開始までに有価証券報告書を提出することにより投資家に対する適切な情報開示を確保するなど、東証において投資家保護にも留意しつつ、発行者が円滑な上場を行えるよう制度整備を行うべき

■ その他の環境整備

デジタル化の進展等を踏まえ、金融・資本市場に関連する制度について、金融サービスの利用者の利便向上や保護が図られるよう見直しを進めていく必要があるとされており、以下のような提言がされています。

項目	提言内容
不動産特定共同事業契約に基づく権利のトークン化への対応	▶ トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利を金融商品取引法上の電子記録移転権利として規定し、金融商品取引法に基づく販売・勧誘規制等を適用するよう、制度整備を行うべき
登録金融機関における適用除外電子記録移転権利の預託	▶ 登録金融機関が「適用除外電子記録移転権利」の預託を受けることができるよう、制度を見直すべき
投資法人における利益の取扱い	▶ 投信法上、「評価・換算差額等」については「利益」として取り扱わないようにすべき
インターネットにおける利用者の保護	▶ 金融商品取引法により利用者保護の観点から求められている営業所における標識や業の廃止等の掲示について、インターネットで確認できるようにすべき ▶ 金融商品取引法においても、課徴金納付命令に係る審判手続の迅速化や効率化等のため、電子的方法による申立てや送達に係る手続を明確化するなどの規定の整備に取り組むことが望ましい
銀証ファイアーウォール規制	▶ 外務員の二重登録禁止規制や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に関するファイアーウォール規制のあり方について、利用者利便の具体的な向上にどのようにつながりうるのかといった観点から、引き続き検討を行うことが考えられる

【EY Viewpoint】

- ▶ 第二次中間整理は、市場インフラの機能向上とスタートアップ企業等への円滑な資金供給について、第一次中間整理より具体的な提言が盛り込まれていることから、第一次中間整理と合わせて確認すべきと考えられます。
- ▶ 日本において、公正価値評価を実施するVCファンドの数は限られており、現状はVCファンドの評価実務の蓄積が少ないものの、公正価値評価を行うことを投資の条件としている国内外の機関投資家が増加傾向にあることから、公正価値評価を行うための検討を始めているVCファンドも徐々に増加しており、将来的には、日本においても公正価値評価がスタンダードになっていくことが予想されます。
- ▶ 第二次中間整理においては「今後、関係者において本整理の内容を踏まえて制度見直し等の必要な対応が進められることが期待される」とされており、また、「継続して検討すべきとされた課題等については顧客本位タスクフォースと適切に役割分担・連携しながら、引き続き検討を行っていく」とされていることから、引き続き議論の動向に注視が必要と考えられます。

金融規制

Financial Regulation Update — 日本

【金融庁】「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を公表

■ 概要

金融庁は2022年12月27日、「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(以下、「本報告書」という。)を公表しました。

金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月に公表した「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」において検討事項とされた四半期開示とサステナビリティ開示について審議を行い、本報告書では、その検討結果として以下の点を取りまとめています。

- I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング
 1. 四半期開示の見直し
- II. サステナビリティに関する企業の取組みの開示
 1. サステナビリティ開示を巡る国際的な動向と我が国における対応
 2. サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の役割や開示基準の位置付け
 3. サステナビリティ情報に対する保証のあり方
 4. ロードマップ

本稿では、主要な論点についての要旨を示します。

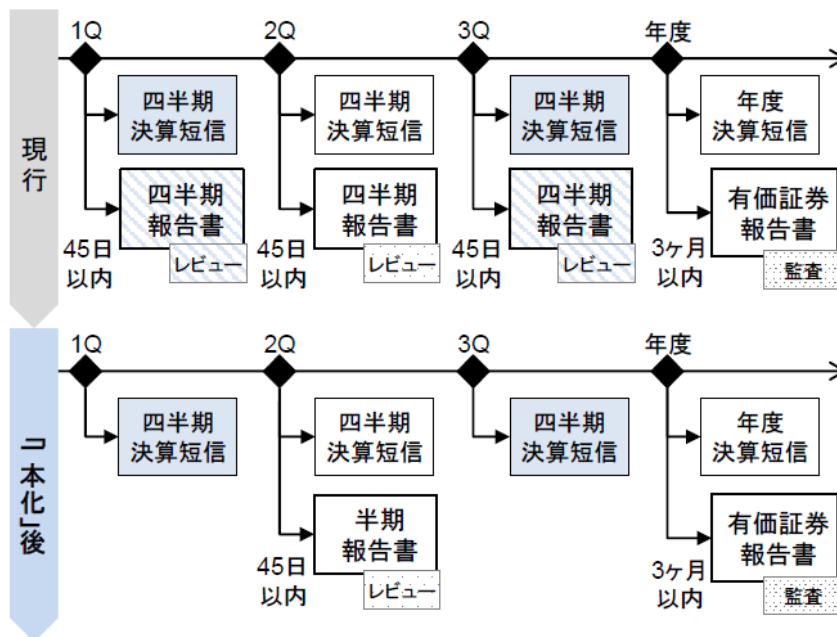
■ 四半期開示の見直し

2022年6月に公表されたディスクロージャーワーキング・グループ報告では、四半期開示について、コスト削減や開示の効率化の観点から、金融商品取引法の四半期報告書(第1・第3四半期)を廃止して、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」する方向性が示されました。この「一本化」の具体化における各論点について、以下のとおり、見直しの方向性が検討されています。

四半期決算短信の義務付けの有無	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 当面は、四半期決算短信を一律義務付け ▶ 今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、任意化について継続的に検討
四半期決算短信の開示内容	▶ 開示内容については、四半期決算短信の開示事項をベースに、投資家からの要望が特に強い情報(セグメント情報等)を追加
四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無	▶ 監査人によるレビューについては任意とするが、会計不正等が起こった場合には一定期間義務付け
四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 虚偽記載に対しては、取引所のエンフォースメント(実効性確保措置)をより適切に実施 ▶ ただし、意図的で悪質な虚偽記載については、罰則の対象になりうる
半期報告書および中間監査のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 半期報告書について、上場企業は、現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求めることとし、提出期限は決算後45日以内に ▶ 非上場企業も上場企業と同じ枠組みを選択可能
公衆縦覧期間の延長	▶ 半期報告書および臨時報告書の金融商品取引法上の公衆縦覧期間(各3又は1年間)を5年間へ延長

四半期決算短信への「一本化」後のイメージは【図1】のとおりです。

【図1】四半期開示の現行と四半期決算短信への「一本化」後の比較の概要



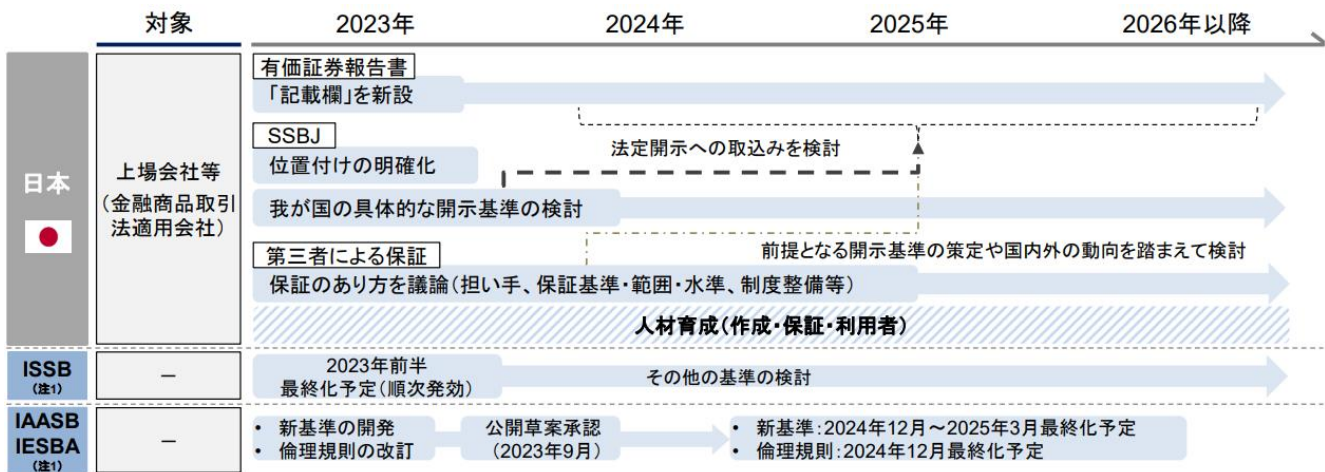
出典: 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告 概要

■ サステナビリティに関する企業の取組みの開示

2022年7月、サステナビリティ開示について、国際的な意見発信や、我が国における具体的開示内容の検討を行うことを目的とする、サステナビリティ基準委員会(Sustainability Standards Board of Japan: SSBJ)が正式に設立されました。今後、国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board: ISSB)における基準開発の方向性を見据えながらサステナビリティ情報に関する我が国の開示基準を開発し、これを法定開示である有価証券報告書に取り込んでいく場合には、SSBJが開発する開示基準を、法令の枠組みの中で位置付けることが重要であるとしています。

また、本報告書では、我が国のサステナビリティ開示の充実に向けた【図2】のロードマップが示されており、将来の状況変化に応じて随時見直ししながら、各取組みを進めていくことが期待されています。

【図2】我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ(2022年12月公表)



(注1) ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)

(注2) 米国は、大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)に、Scope1・2の開示を2023年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。加えて2028年度から、EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループへ適用予定。また、第三者による保証について、米国や欧州では、企業規模に応じて段階的に、限定的保証から導入し、合理的保証に移行する予定。

出典: 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告 概要

【EY Viewpoint】

- ▶ 四半期決算短信の「一本化」が明確になったものの、四半期報告書の廃止のための金融商品取引法等の改正や取引所規則の見直し等、各種制度の整備に向けた対応が検討されることとなり、制度の動向に引き続き注視する必要があります。
- ▶ サステナビリティ情報開示については、第三者による保証も含め、国内外での制度の整備に向けた取組みが日進月歩で進んでおり、この分野における人材育成やリソースの配分なども重要な課題になってくるものと考えられる。



税制

Tax Update — 日本

【自由民主党・公明党】「令和5年度税制改正大綱」を公表

■ 概要

自由民主党・公明党は2022年12月16日、「令和5年度税制改正大綱」を公表しました。

詳細は以下のEY税理士法人のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-01-13

また、「令和5年度税制改正大綱」のうち、金融関連税制と金融機関に特有の主な改正点は以下のとおりです。詳細は以下のEY税理士法人のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-01-23

■ 主な内容

1. NISA制度の抜本的拡充・恒久化

「資産所得倍増プラン」の実現に向け、2024年1月よりNISA制度が抜本拡充され恒久的な措置となります。

- 長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間が無期限化されます。
- 年間投資上限額が合計360万円まで拡充されます。このうち、一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の「つみたて投資枠」は120万円まで、上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」は240万円まで拡充されます。「成長投資枠」は「つみたて投資枠」との併用が可能です。
- 年間投資上限額とは別に、一生涯にわたる非課税限度額(1,800万円)が設定されます。「成長投資枠」はその内数として1,200万円が上限とされます。
- 高レバレッジ投資信託などの商品は「成長投資枠」の投資対象から除外するとともに、金融機関が「成長投資枠」を活用した回転売買を勧誘するような行為を規制するため、監督官庁において、監督指針を改正し、金融機関に対する監督およびモニタリングを強化することとされます。
- 現行の一般NISAおよびつみたてNISAは、2023年末で買付を終了することとされますが、非課税口座内にある商品は、2024年以降の新しい制度における非課税限度額の枠で、現行の取扱いを継続することとされます。

	改正前			改正後	
	一般NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA	成長投資枠	つみたて投資枠
対象者	居住者等 (18歳以上)	居住者等 (18歳以上)	居住者等 (18歳未満)	居住者等 (18歳以上)	居住者等 (18歳以上)
年間投資上限額	120万円	40万円	80万円	240万円	120万円
生涯非課税限度額	600万円	800万円	400万円	1200万円まで	1800万円(買い付け金額ベース)
非課税期間	最長5年	最長20年	最長5年	無期限	
投資可能期間	2023/12/31まで	2042/12/31 まで	2023/12/31 まで	2024年1月1日以降無期限	
投資可能商品	上場株式、上場新株 予約権付社債、公募 株式投資信託等	(一定の)公募 株式投資信託	上場株式等、 公募等株式投 資信託	上場株式、公募株式投資信託等	一定の公募株式投資信託
その他	<ul style="list-style-type: none"> 一般NISAとつみたてNISAは併用できない 投資額に上限あり、非課税期間も一定期間まで 			<ul style="list-style-type: none"> 成長投資枠、つみたて投資枠で併用可能 投資額は合計1800万円まで 令和5年末までに旧制度において投資した金額は、新制度の非課税枠の最大利用可能額には含まれず、旧制度の取扱いが継続(投資可能期間は2023年12月31日) NISA口座で損失が発生しても、他口座との損益通算は不可 成長投資枠とつみたて投資枠で1つの口座となる(この2つを異なる金融機関で管理はできない) すでにNISA口座を保有している場合、新NISAの口座に切り替わる 	

2. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置が令和7年分以降の所得税から適用されることとなります。その年分の基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額を超える場合、その超える金額に相当する所得税が課されます。

3. 資金決済に関する法律の改正に伴う措置

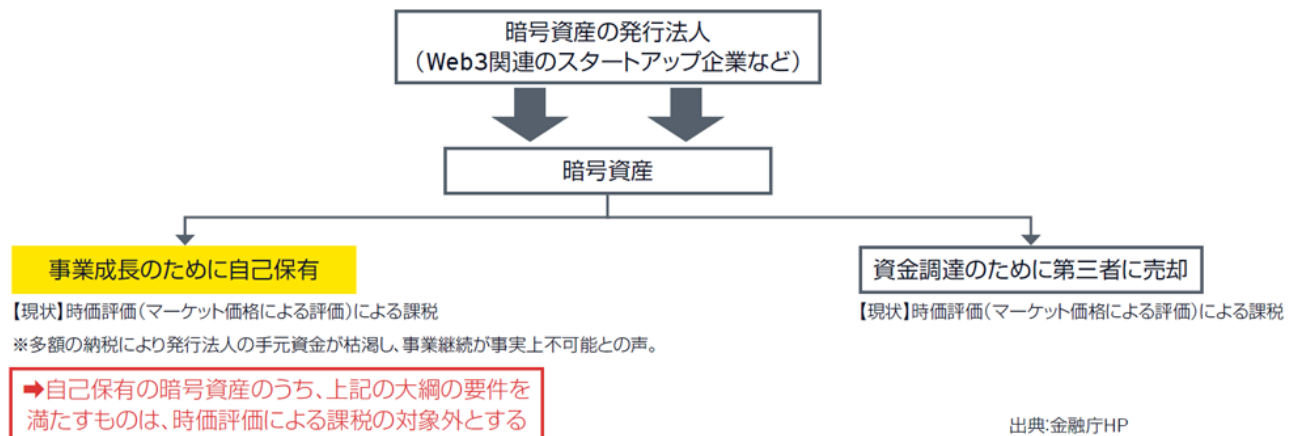
資金決済に関する法律の改正に伴い、次の措置が講じられます。

- (1) 資金決済に関する法律の電子決済手段のうち、特定信託受益権が所得税法および法人税法上の有価証券の範囲から除外されます。
- (2) 一定の特定信託受益権の譲渡については、告知や支払調書の提出を要しないこととされます。
- (3) 電子決済手段等取引業者は、2024年1月1日以後、一定の電子決済手段の移転について、所定の事項を記載した調書の提出義務が課されます。
- (4) 電子決済手段の譲渡について、消費税を非課税とするほか、所要の措置を講ずることとされます。

4. 暗号資産関連

2022年11月28日に決定された「スタートアップ育成5か年計画」で、スタートアップへの資金供給の強化と出口戦略の多様化のための具体的な取組みの1つとして、Web3.0に関する環境整備が挙げられたことを背景として暗号資産の評価方法等の見直しが行われます。

- (1) 法人が事業年度末において有する暗号資産のうち、時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、自己が発行したものなど一定の要件に該当する暗号資産が除外されます。



- (2) 自己が発行した暗号資産について、所得税法および法人税法上その取得価額を発行に要した費用の額とします。
- (3) 法人が暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡をした場合において、その譲渡をした日の属する事業年度終了の時までにその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていない時は、その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当額を計上することとされます。

5. 企業再生に関する税制措置

「スタートアップ育成5か年計画」では、大きな3本柱の取組みの1つとしてオープンイノベーションの推進が掲げられています。その具体的取組みとして、事業再構築のための私的整理法制の整備を推進することとされており、事業再構築を容易に行うため、債権者の全員同意を求めず、債権者の多数決決議と裁判所の認可により私的整理（債務整理）ができるよう、関連法案を国会に提出することとされています。このような取組みを背景に、企業再生に関する税制についての措置が講じられます。

6. 投資法人および特定目的会社による不動産取得に係る不動産流通税に係る措置

- (1) 投資法人、特定目的会社等が特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（原則2%（土地は一般特例により1.5%）、軽減税率1.3%）の適用期限が2年延長されます（2025年3月31日まで）。
- (2) 投資法人、特定目的会社等が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（課税標準を5分の2に軽減）の適用期限が2年延長されます（2025年3月31日まで）。

7. 特定資産の買い換えの場合等の課税の特例

対象となる資産の見直し等所要の経過措置を講じた上で、適用期限が3年延長されます（2026年3月31日まで）。

8. 投資法人等に係る課税の特例制度の見直し

投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置について、設立に際して公募により発行した投資口の発行価額の総額が1億円以上であることとの要件を除外した上で、再生可能エネルギー発電設備の取得期限が3年延長されます（2026年3月31日まで）。

9. 相続税・贈与税の見直し

(1) 相続時精算課税制度

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除（2,500万円）とは別に、基礎控除110万円が控除可能とされます。これにより年間110万円以下の贈与に関しては贈与税の申告は不要となります。この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

(2) 生前贈与加算

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合に相続税の課税価格に加算される贈与財産の加算期間が、現在の3年間から7年間とされます。この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(3) その他

教育資金の一括贈与の非課税措置および結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置に関して、一定の是正を行ったうえで、適用期間が延長されます。

		これまで	今後
相続税精算課税制度	贈与時	(当該年度の贈与額－2500万円*)×20%＝贈与税額 ⇒贈与税額に関わらず贈与税の申告必要 *累積で2500万円まで	(当該年度の贈与額－2500万円*－基礎控除110万円)×20%＝贈与税額 ⇒年間110万円までの贈与なら贈与税申告不要 ⇒年間110万円の基礎控除が追加 *累積で2500万円まで
	相続時	「相続財産＋累積贈与額」に基づく相続税額－過去に納付した贈与税額＝相続税額	「『相続財産＋累積贈与額－累計基礎控除適用額』に基づく相続税額」－過去に納付した贈与税額＝相続税額
暦年課税制度	贈与時	年間110万円までは非課税。 それを超えると贈与税(10～55%)が課税	年間110万円までは非課税。 それを超えると贈与税(10～55%)が課税
	相続時	相続財産に基づく相続税額 (贈与を受けた日から 3年以内 に贈与する人が亡くなり相続開始された場合、その財産には相続税がかかる)※次頁参照	相続財産に基づく相続税額 (贈与を受けた日から 7年以内 に贈与する人が亡くなり相続開始された場合、その財産には相続税がかかる) ※次ページ参照
備考			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新たな相続時精算課税制度において、暦年課税制度の基礎控除枠が使えるようになったわけではない ▶ いったん相続税精算課税制度を採用すると、暦年課税制度に戻ることができないのは従来と同様

10. グローバルミニマム課税の導入

2021年10月に経済協力開発機構(OECD)/G20「税源浸食と利益移転(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting)包摂的枠組み」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際的な合意がまとめられました。本合意は、市場国への新たな課税権の配分(「第1の柱」)とグローバルミニマム課税(「第2の柱」)の2つの柱からなり、令和5年度税制改正では、「第2の柱」所得合算ルール(IIR:Income Inclusion Rule)に係る法制化が行われます。対象企業の準備に要する期間を確保する観点も踏まえ、令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されることになります。適用スケジュールについては次頁の図をご参照ください。

(1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(国税)(仮称)の創設

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(国税)(仮称)(以下、「国際最低課税額に対する法人税」という。)が創設されます。

各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ相当額以上である多国籍企業グループ(以下、「特定多国籍企業グループ等」という。)に属する内国法人に対して、各対象会計年度において国際最低課税額に対する法人税が課されます。国際最低課税額の法人税は、現行の税率を基に法人税による税額と地方法人税による税額が907:93の比率となるように、その課税標準に100分の90.7の税率を乗じて計算した金額とされています。

申告および納付期限は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3カ月(一定の場合は1年6カ月)以内となります。

(2) 国際最低課税額(課税標準)

国際最低課税額は、特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額のうち、構成会社又は共同支配会社に配賦される会社等別国際最低課税額に対して内国法人の所有持分等を勘案して計算した帰属割合を乗じて計算した金額の合計額となります。一定の適用免除基準額および国別報告事項における記載事項等を用いた経過免除措置も導入されます。

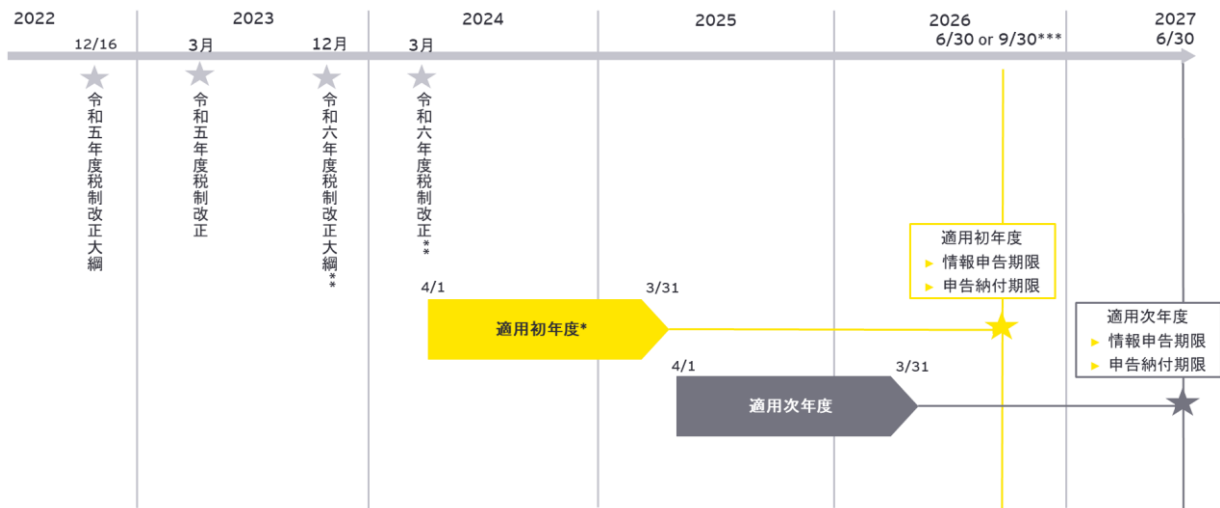
(3) 特定基準法人税額に対する地方法人税(国税)(仮称)の創設

国際最低課税の導入に伴い特定基準法人税額に対する地方法人税(国税)が創設されます。

(4) 情報申告制度の創設

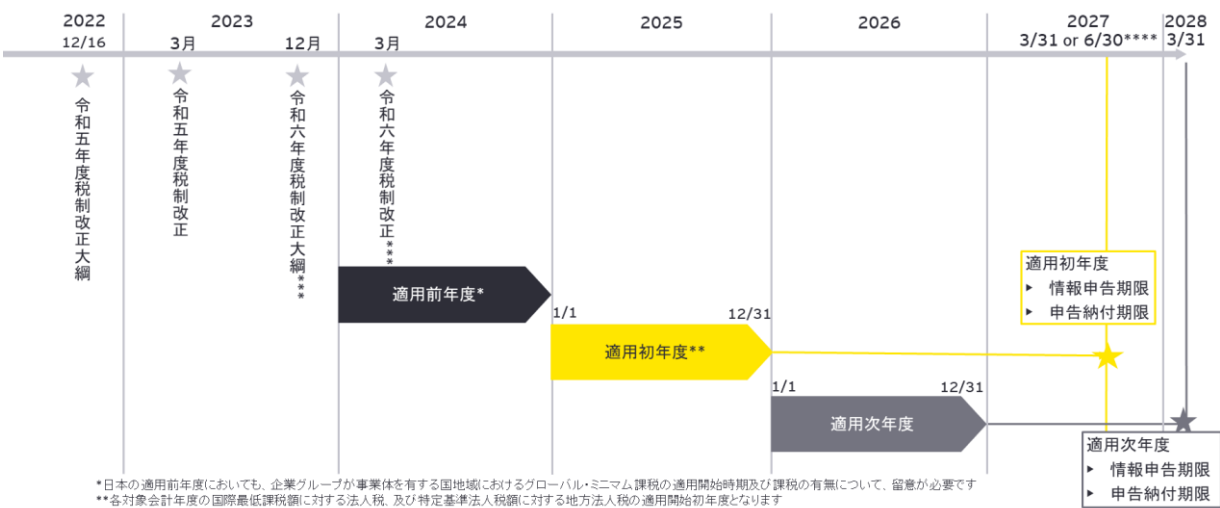
特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3カ月(一定の場合には、1年6カ月)以内に、e-Taxにより、納税地の所轄税務署長に提出することになります。

【3月連結決算企業グループにおける導入スケジュール】



*「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」及び「特定基準法人税額に対する地方法人税」の適用開始初年度となります
 **UTPR及びQDMTTの適用については、令和6年度税制改正において議論がなされる見込みです
 ***一定の場合

【12月連結決算企業グループにおける導入スケジュール】



*日本の適用前年度においても、企業グループが事業体を有する国地域におけるグローバル・ミニマム課税の適用開始時期及び課税の有無について、留意が必要です
 **各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、及び特定基準法人税額に対する地方法人税の適用開始初年度となります
 ***UTPR及びQDMTTの適用については、令和6年度税制改正において議論がなされる見込みです
 ****一定の場合

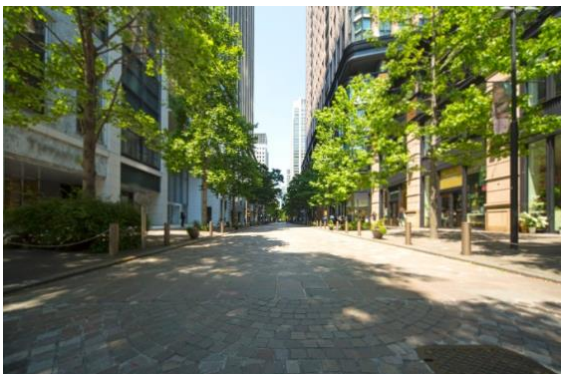
11. 外国子会社合算税制の見直し

グローバルミニマム課税の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じることを踏まえ、制度の見直しが行われます。現行制度では、特定外国関係会社（ペーパーカンパニー、キャッシュボックス又はブラックリスト国カンパニー）の各事業年度の租税負担割合が30%以上である場合には会社単位の合算課税の適用を免除するとされていますが、基準となる租税負担割合（トリガー税率）が30%以上から27%以上に引き下げられます。また、一定の外国関係会社については書類の添付義務の緩和されます。この改正は令和6年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

【EY Viewpoint】

- ▶ 今回の税制改正を受けてNISAのさらなる活用が促され、貯蓄から投資への流れが加速するとともに、国民の安定的な資産形成が促進される効果が期待されます。金融機関においては、今回の税制改正を反映したシステム構築等の移行対応が追加的に必要になると考えられます。
- ▶ デジタルマネー類似型ステーブルコインを想定した電子決済手段が他の電子決済手段等と同等に活用されるよう、今回の税制改正で所要の整備がなされたものと考えられます。
- ▶ 暗号資産関連の税制改正により、ブロックチェーン分野におけるイノベーションの国内集積が促進され、国際競争力の向上に資するものと考えられます。
- ▶ 相続税の見直しについては、制度の変更により実務的な利便性は高まる一方、生前贈与の加算期間の延長等に伴う経済効果への影響等について留意が必要だと考えられます。
- ▶ 「第2の柱」については、他国の動向により国内法の法制化を待たずに実務対応が必要になる可能性があるため、引き続き注視する必要があります。
- ▶ 外国子会社合算税制における特定外国関係会社のトリガー税率の引き下げにより、対象国確認にかかる企業の事務作業負担が軽減されます。また、令和6年度税制改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化を踏まえて、必要な見直しが検討されているため、来年度以降の改正の動向も引き続き注視する必要があります。

EY Wealth & Asset Management Thought Leadership



[金融庁の「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」により、サステナブルファイナンスはさらなる発展を遂げるのか](#)
[| EY Japan](#)

今後の金融行政におけるサステナブルファイナンス推進を目指し、サステナブルファイナンス有識者会議における議論結果を提言として取りまとめています。

EY Japanでは、各種SNSでサービスや最新の知見などについて情報を発信しています。

ぜひフォローをお願いいたします。

【Facebook】

<https://www.facebook.com/EYJapanOfficial/>

【Twitter】

https://twitter.com/Japan_EY

【LinkedIn】

<https://www.linkedin.com/company/ernstandyoung/> *

【YouTube】

<https://www.youtube.com/channel/UCr1D56Lk-IGz33yHk-a16mw>

*グローバルのアカウントで日本語の情報を発信しています。

EYウェルス&アセットマネジメントセクターのHPでも、
情報を発信しております。ぜひご覧ください。

https://www.ey.com/ja_jp/wealth-asset-management

また、本内容に関するご質問等は下記までご連絡ください。

E-mail: ey.wam.viewpoints@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはey.com/ja_jpをご覧ください。

© 2023 EY Japan Co., Ltd.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan株式会社および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp